

たわらしやうがっこう PTA こじんじやうほうとりあつかいきそく
田原小学校 PTA 個人情報取扱規則

もくてき
(目的)

だい じやう ほんかい しじやうなわてしりつたわらしやうがっこう PTA (以下、「**本会**」という) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、名簿(役員・運営委員・構成員等)、事業などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「**個人情報データベース**」という)の取り扱いについて定めるものとする。

せきむ
(責務)

だい じやう ほんかい は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

かんりしや
(管理者)

だい じやう ほんかい における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

とりあつかいしや
(取扱者)

だい じやう ほんかい における個人情報データベースの取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

ひみつほじぎむ
(秘密保持義務)

だい じやう こじんじやうほうでーたべーす かんりしや とりあつかいしや は、職務上知り得ることができた個人情報のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

しゅうしゅうほうほう
(収集方法)

だい じやう ほんかい は、個人情報を収集するときには、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

しゅうち
(周知)

だい じやう こじんじやうほうとりあつかい ほうほう そうかいしりやう こうほうしなど ぜんいん しゅうち
第7条 個人情報取扱の方法は、総会資料や広報誌等で全員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報^{こじんじょうほう}は、次の目的^{つぎ}に沿った利用^{りよう}を行うものとする。

- (1) PTA 会費^{かいひ}の集金事務^{しゅうきんじむ}、管理業務^{かんりぎょうむ}
- (2) その他の文書^{ぶんしょ}の送付^{そうぷ}
- (3) 役員^{やくいん}・会計監査^{かいけいかんさ}・会員^{かいいん}・常任委員^{じょうにんいん}・登校班等^{とうこうはんなど}の名簿^{めいぼ}の作成^{さくせい}
- (4) 委員選出^{いんせんしゅつ}、並びに本部役員等^{ほんぶやくいんなど}の推薦活動^{すいせんかつどう}
- (5) 広報紙^{こうほうし}、会報誌^{かいほうし}、PTA ホームページ^{ホームページ}への掲載^{けいさい}

(利用目的による制限)

第9条 本会^{ほんかい}はあらかじめ本人^{ほんにん}の同意^{どうい}を得ないで、前条^{ぜんじょう}の規定^{きてい}により特定^{とくてい}された利用^{りよう}目的^{もくてき}の達成^{たっせい}に必要な範囲^{ひつよう}を超えて、個人情報^{こじんじょうほう}を取り扱^{あつか}ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報^{こじんじょうほう}は管理者^{かんりしやまた}又は取扱者^{とりあつかいしや}が保管^{ほかん}するものとし、適正^{てきせい}に管理^{かんり}する。また、不要^{ふよう}となった個人情報^{こじんじょうほう}は管理者^{かんりしや}立ち合^あいのもとで、適正^{てきせい}かつ速^{すみ}やかに廃棄^{はいき}するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データ^{こじんじょうほうデータ}ベース、個人データ^{こじんでーた}を取り扱^{あつか}う電子機器等^{でんしききなど}については、ウイルス対策ソフト^{ういすたいさくそふと}を入れるなど適切^{てきせつ}な状態^{じょうたい}で保管^{ほかん}することとする。また、持ち出す場合^{もちだすばあい}は、電子メール^{でんしめーる}での送付^{そうぷ}を含め、ファイル^{ふく}にパスワード^{ふあいるばすわーど}をかけるなど適切^{てきせつ}に行^{おこな}うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報^{こじんじょうほう}は次にあげる場合^{つぎ}を除き、あらかじめ本人^{ほんにん}の同意^{どうい}を得ないで第三者^{だいさんしや}に提供^{ていきよう}してはならない。

- (1) 法^{ほう}に基づく場合^{ばあい}
- (2) 人の生命^{ひとせいめい}、身体^{しんたい}または財産^{ざいさん}の保護^{ほご}のために必要^{ひつよう}な場合^{ばあい}
- (3) 公衆衛生^{こうしゅうえいせい}の向上^{こうじょう}または児童生徒^{じどうせいと}の健全育成^{けんぜんいくせい}の推進^{すいしん}に必要な場合^{ひつよう}がある場合^{ばあい}
- (4) 国の機関^{くにきかん}もしくは地方公共団体^{ちほうこうきょうだんたい}又はその委託^{いたく}を受けた者^うが法令^{ものほうれい}を定める事務^{さだめじむ}を遂行^{すいこう}することに対して協^{たい}力^{きようりよく}する必要がある場合^{ひつよう}がある場合^{ばあい}

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報^{だいさんしやていきよう}を第三者^{かかわ きろく}（第12条第1号から第4号の場合を除く）^{さいせいなど}に提供^{だい}したときは、次の項目^{じようだい}について記録^{ごう}を作成^{だい}し保存^{ごう}する。

- (1) 第三者^{だいさんしや}の氏名^{しめい}
- (2) 提供^{ていきよう}する対象者^{たいしやうしや}の氏名^{しめい}
- (3) 提供^{ていきよう}する情報^{じようほう}の項目^{こうもく}
- (4) 対象者^{たいしやうしや}の同意^{どうい}を得^えている旨^{むね}

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者^{だいさんしやていきよう}（第12条第1号から第4号の場合を除く）^うから個人情報^{さい}の提供^{かくにんなど}を受^うけるときには、次の項目^{だい}について記録^{ごう}を作成^{だい}し保存^{ごう}する。

- (1) 第三者^{だいさんしや}の氏名^{しめい}
- (2) 第三者^{だいさんしや}が個人情報^{こじんじようほう}を取得^{しゅとく}した経緯^{けいい}
- (3) 提供^{ていきよう}を受^うける対象者^{たいしやうしや}の氏名^{しめい}
- (4) 提供^{ていきよう}を受^うける情報^{じようほう}の項目^{こうもく}
- (5) 対象者^{たいしやうしや}の同意^{どうい}を得^えている旨^{むね}（事業者^{じぎやうしや}でない個人^{こじん}から提供^{ていきよう}を受^うける場合は記録^{きろくふよう}不要^{ふよう})

(情報の開示)

第15条 本会は、本人^{じようほう}からの個人情報^{かいじ}の開示^{りようていし}、利用^{つか}停止^{きくじよ}、追加^{もと}、削除^{もと}を求められたときは、法令^{ほうれい}に沿^そってこれに^{おう}応^{おう}じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報^{だい}データベース^{じよう}を漏えい^{こじんじようほう}等^で（紛失^た含む^{べーす}）^ろしたおそれがあることを把握^{など}した場合は、直^{ふんしつふく}ちに管理^{はあく}者^{はあく}に報告^{はあく}する。

(研修)

第17条 本会は役員^{だい}・常任委員^{じよう}長^{こじん}・会^{じやう}員^{いん}・常任委員^{じやう}員^{いん}に対して、定期^{たい}的に、個人^{ていきてき}データ^{こじん}の取扱^でい^たに関する留意^{りゆうい}事項^{じこう}について、研修^{けんしゅう}を実施^{じっし}するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報^{こじんじょうほう}の取扱い^{とりあつかい}に関する苦情^{くじょう}の適切^{てきせつ}かつ迅速^{じんそく}な処理^{しゅり}に努^{つと}めなければならぬ。

(改正)

第 19 条 法令^{ほうれい}の改正^{かいせい}または実務^{じつむ}上の不備^{ふび}が発生^{はっせい}した場合は、役員会^{やくいんかい}において審議^{しんぎ}し承認^{しやうじん}をもつて改定^{かいてい}することができる。なお、本規則^{ほんきそく}を改定^{かいてい}した場合は、第 7 条^{だいじゅう}に定める周知^{しゅうち}方法^{きだ}をもつて会員^{かいいん}へ周知^{しゅうち}するものとする。

附則^{ふそく} 本規則^{ほんきそく}は、令和^{れいわ}5年^{ねん}4月^{がつ}1日^{にち}より施行^{しこう}する。